

公益財団法人北海道スポーツ協会副会長及び専務理事の業務分担規程

(平成21年6月30日理事会決定)

(平成24年3月22日理事会決定)

(平成30年9月5日理事会決定)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道スポーツ協会(以下「本会」という。)の副会長及び専務理事が遂行する業務の分担を定め、業務の効率的な執行を図ることを目的とする。

(業務の分担)

第2条 副会長及び専務理事の業務分担は、別表に掲げるものとする。

(変更)

第3条 この規程の変更は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

副会長及び専務理事の業務の分担

職名・氏名		分 担 業 務
副 会 長	生 島 典 明	・代表理事として北海道スポーツ協会の法人運営全般に関する こと ・スポーツ少年団に関すること
	森 野 和 泰	・競技団体及び競技力の向上に関すること
	宇佐美 暢 子	・生涯スポーツ及び地方体育・スポーツ協会との連絡調整に 関 する こと (スポーツ少年団に関するものを除く)
	笠師 久美子	・北海道体育施設協会のほか、上記以外の会務に関する こと
専務理事		・日常的な会務の執行に関する こと ・事務局の運営及び指定管理業務に関する こと
	高 野 瑞 洋	